

米子市人権施策基本方針・推進プラン第3次改訂（素案）に対する  
意見募集（パブリックコメント）の結果  
意見の概要と意見に対する市の考え方・対応方針

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応方針
1	8	<p>「1 人権教育・人権啓発の推進」中、13行目「今後も市民のニーズに応じた人権教育・人権啓発の内容や手法に関する情報提供を行います。」について</p> <p>①「市民のニーズ」は、上がりにくい声（数が少ない、人に話しにくい）を無視・後回しにする理由づけに使われるので削除が良い。</p> <p>②人権情報センターは、最新の情報の収集・発信拠点であることが求められるのではないかと。「今後も新しく、正しい人権情報の収集をし」という言葉を入れて、現状の施策を明記した方が良いと考える。</p> <p>③現状も情報センターは一定の役割を果たしていると感じている。そこで、現状の施策を明記することが良いと考える。「内容や手法に関する情報」を「内容や手法に関する情報、利用できる教材」とするのはどうか。</p>	<p>①行政の施策について「市民のニーズ」は重要な視点であり、数の多い意見のみを取り入れるという一方的なものではないと考えます。しかし、人権問題に関して誤解を与える可能性を考慮し、「市民のニーズに応じた」を削除します。</p> <p>②、③人権情報センターについて、ご意見のとおり、今後も新しく正しい情報、教材を収集、提供することが必要であると考えます。</p> <p>①から③のご意見を参考として、「今後も、<u>様々な人権教育・人権啓発の内容や手法に関する新しく正しい情報、教材を収集し、市民へ提供します。</u>」に修正します。</p>
2	8	<p>「1 人権教育・人権啓発の推進」について人権意識が高い人の活躍を推奨する場をつくっても良いのではないかと。「米子市人権情報センター賞」など、素晴らしい活動としての評価を公表できる場をつくれれば、市民の自主的な活動の推進ができると思う。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>